

あかつき 暁

あかるく かがやく つしまの きぼうのおか

津島市立暁中学校便り

令和6年12月4日(水)

人権週間

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、昭和24年(1949年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

法務省のホームページには、次のように書かれています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

この機会に、生徒達とともに人権について改めて考えてみたいと思います。



12月2日(月)の朝礼(人権集会)で、地域学校協働本部とボランティアの方々に、人権に関する読み聞かせをしていただきました。今回は、「さかなくん」(作・絵:しおたに まみこ)という絵本でした。



生徒一人一人が、「かけがえない命」「仲間」「思いやりの心」

というキーワードで、人権について自分のこととして考えてほしいと思います。



身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら

法務省では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番

0570-003-110

LINEじんけん相談 @linejinkensoudan

<https://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

【第76回人権週間ポスター】